

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会と
神勢観光株式会社との
災害時における車両利用に関する協定書

令和3年12月20日

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会

神勢観光株式会社

災害時における車両利用に関する協定書

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と神勢観光株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に車両を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 鈴鹿市内に災害が発生し、甲が災害ボランティアセンターを立ち上げた時（以下「立ち上げ時」という。）に、災害ボランティアセンター運営に従事する職員（以下「職員」という。）及び支援に駆け付けた災害ボランティア（以下「ボランティア」という。）並びに資機材を災害被災地（以下（被災地）という。）へ輸送することを目的とする。

（災害時の協力内容）

第2条 甲及び乙は、ボランティアセンター設置期間中、前条に定める目的を達成する為、次に掲げる事項について、相互に連携し、協力するものとする。

- (1) 被災地で復興支援に用いる乙の所有する車両及び運転に係る人材の提供
 - (2) ボランティアセンター設置期間中における、関係者・資機材の移動手段としての車両の確保
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項各号に掲げる協力内容の詳細については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（平常時の協力内容）

第3条 甲及び乙は、平常時においても次に掲げる事項について、体制整備しておくものとする。

- (1) 甲がボランティアセンター設置・運営マニュアルに定める連絡会（年1回以上開催）への参加
- (2) 甲が実施するボランティアセンターの訓練への協力

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がない限り、優先して協力するものとする。

（要請方法）

第5条 甲は、乙に協力を要請するときは、文書にて要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、甲から要請のあった業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を甲に報告するものとする。

(事故等)

第7条 乙は、提供した車両が故障その他の理由により運行の継続が困難な場合は、速やかに代替車両を用意し、運行の継続に努めるものとする。

- 2 乙は、車両の運行に際し、事故が発生した場合、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。
- 3 乙は、車両の運行に際し、事故が発生し、損害が生じた場合、乙の加入する自動車保険をもって対応する。

(費用負担)

第8条 甲は、乙に対し、次の費用を負担するものとする。

- 2 乙より提出された報告書をもとに、算出した運行距離に応じた燃料代を甲が負担するものとする。
- 3 前項に掲げる燃料代の算出を行う際は、甲乙協議の上、費用負担を決めることとする。

(負傷等の補償)

第9条 第2及び3条に定める協力内容に関し、事故や負傷が発生した場合の対応及び補償について、当該年度のボランティア保険の補償の範囲内にて補償するものとする。

(連絡票の交換)

第10条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年4月1日現在の連絡票を作成し、相互に交換するものとする。

- 2 前項の規定は、年度途中に変更等があった場合も準用する。

(個人情報の取扱い)

第11条 甲及び乙は、本協定書の遂行に伴い発生する個人情報の取扱いについては、甲乙それぞれの個人情報の取扱いに関する規程等に基づき、適切に管理するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年12月20日

甲 鈴鹿市神戸地子町383番地1号

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
会長 亀井秀作

乙 鈴鹿市下大久保町2224番地2号

神勢観光 株式会社

代表取締役 神田喜代